

締約国に関する情報 LR	リベリア 一般情報	附属書 B 1 LR
国内官庁の名称	Liberia Intellectual Property Office (LIPO) (リベリア知的財産庁 (LIPO))	
所在地	Old Labor Ministry Building, U.N.Drive, Monrovia, Liberia	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(231) 775 53 35 95	
電子メール	liberiaindustrialproperty@gmail.com	
インターネット	なし	
ファクシミリ装置	(231) 770 32 90 24	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	ファクシミリ装置による提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補正若しくは訂正を含む差替用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出の義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はEMSの配達サービスを条件とする。	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	用意なし	
リベリアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ARIPO事務局、WIPO国際事務局 又はリベリア知的財産庁 (LIPO)	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
リベリアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：リベリア知的財産庁 (LIPO) ARIPO保護：ARIPO事務局 (国内段階参照)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許、実用新案 ARIPO：特許、実用新案 (実用新案は、ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に追加して求めることができる)	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

L R	リベリア (続き)	L R
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するリベリアの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
リベリアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
リベリアが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)(a)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	
ARIPO特許については、附属書B 2のアフリカ広域知的財産機関 (AP) を参照		